第521号

主な記事

・経営セミナー　（1面）
・請願署名提出　（1面）
・確定申告の留意点　（2面）
・本県の平均点数低く　（2面）
・社保だより　（4面）

岩手県保険医新聞

発行所
岩手県保険医協会
〒020-0034
盛岡市盛岡駅前通15－19
TEL 019-651-7341(代)
FAX 019-651-7374
発行人　南部淑文
https://www.i-hoken-i.org
購読料　年2,400円（〒別）
会員の購読料は会費に含まれています。

働き方改革に対応した労務管理を

経営セミナー開催

12月1日(日)、サンセール盛岡で経営セミナーを行いました。第1部は「労務管理、各種社会保険制度の留意点『働き方改革』に向けて」と題し、社会保険労務士の曽我浩氏に講演いただきました。

はじめに働き方改革の目的に触れ、有給休暇の5日義務化について、使用者が労働者に1年以内に5日有給休暇を与えないと、1人当たり30万円の罰金となることを説明しました。また、休暇と休日の違いや36協定、社会保険等や人事の8割は採用で決まることなどをわかりやすくお話しました。

さらに来年から、賃金の説明義務が使用者に発生することから、正規職員とパートの手当の違いなどを説明できるようにしておく必要があると付け加えました。

第2部は「新規・継承開業と医院経営成功のポイント」と題し、総合メディカル株式会社盛岡営業所の橋本英則氏が講演しました。

最近の開業事情について、都市部を中心に全体的に増えているが、岩手県内でみると廃業が多くマイナス傾向で、18％以上が70歳以上、そのうち3割が後継者がおらず、開業医の高齢化と後継者不足が深刻化していることを説明しました。

開業準備で心得るべきポイントやスケジュール管理、経営理念・診療方針の明確化、開業地の選定、事業計画の策定、継承開業のポイントを事例を挙げて説明し、最後に今日からできる開業準備として領収書を大切に保管するよう話しました。

参加者からは、「曽我先生の経験豊富なお話、わかりやすくうなずける部分がたくさんありました」、「開業について実際にかかる費用や手間等を具体的に確認できた」などの感想が寄せられました。

曽我　浩 氏
（社会保険労務士）

橋本英則 氏
（総合メディカル㈱）

セミナーのようす

「保険でより良い歯科医療の実現を求める」請願署名提出

11月28日(木)、衆議院第2議員会館多目的会議室にて「保険で良い歯科医療を」全国連絡会（以下、全国連絡会）主催の「保険でより良い歯科医療の実現を求める」請願署名提出集会が開催され、当会からは黒田副会長と事務局が参加し、これまでに当県で集約した署名1千324筆を含む23万6千683筆を提出しました。

集会には歯科医師、医師、歯科衛生士・歯科技工士などの歯科医療従事者、その他諸団体、一般参加者を含め230名（保団連関係者は150名）が参加し、23名の国会議員が来賓として激励に訪れました。当県関係では階猛衆議院議員秘書ならびに横沢高徳参議院議員秘書にご参加いただきました。

集会は岩下明夫氏（全国連絡会副会長・歯科医師）の開会あいさつにはじまり、宇佐美宏氏（全国連絡会副会長・保団連歯科代表）が寄せられたメッセージの紹介を行いました。当県関係では、小沢一郎衆議院議員よりメッセージを頂戴しました。

続いて雨松真希人氏（全国連絡会会長・歯科技工士）による基調報告「患者さんと歯科医療従事者が手をとりあって、歯科医療費の総枠拡大実現を」が行われました。基調報告の後、各地・各分野からの発言がありました。

その後、横堀育子氏（宮城県保険医協会理事・歯科医師）よりアピールが提案され盛大な拍手で採択されました。

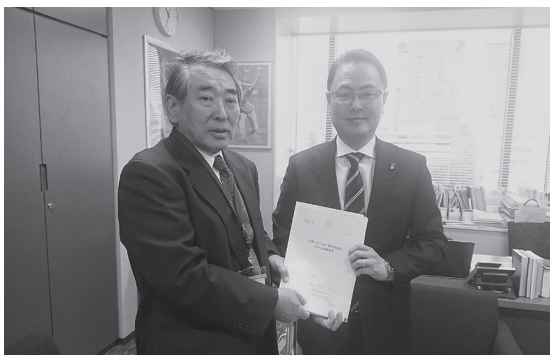
木戸口英司議員(右)に要請書を手渡す黒田副会長(左)

滝沢高徳議員（左）へ要請

県選出国会議員に要請

集会の前後には、要請書『「歯科口腔保健の充実と歯科保険医療の充実」のためにも歯科診療報酬の大幅引き上げ、必要な予算の確保をお願いします」、「歯科技工問題の解決のため歯科診療報酬の抜本的引き上げと委託技工取引ルール確立を求めます」等を持参し、県選出国会議員に対して要請と資料説明を行いました。

木戸口英司参議院議員、横沢高徳参議院議員と直接面会することができ、資料説明ならびに要請を行い、歯科の重要性や問題点について一定のご理解をいただきました。また、小沢一郎衆議院議員、階猛衆議院議員、高橋ひなこ衆議院議員は秘書対応となりましたが、資料を説明のうえ議員ご本人への取次ぎをお願いしました。鈴木俊一衆議院議員、藤原崇衆議院議員は、本人・秘書とも不在で面会がかないませんでした。

請願署名提出集会後に届いた署名につきましても、再度集約のうえ1月30日に提出しました（次号で報告予定）。署名にご協力いただきました皆様、誠にありがとうございました。

鍼（はり）のひびき

大事なことはみえないのだ

テレビでは、珍しい病気を取り上げては放っておくと危ないと言い、不安を煽っている。CMは、サプリを飲めば必要なところに供給されると言う。まるで髪の毛を食べれば髪が増えるというような話である。テレビにレフリーはいないのか。スポンサーだけがレフリーなのか。

新聞は、宗教と民間療法の広告を社説よりも大きな文字で載せている。CMのルーペがなくても読めるようにせめて広告より大きくしてほしい。

インターネットでは、ホテルを検索できない。取り扱い業者ばかりが出てくる。やっとホームページを見つけても、電話番号が見つからない。電話しても予約はとれない。ネット上にコンシェルジュはいないのか。

先日、友人が忘れ物を届けに来た。その際、私も忘れ物をして大変なことがあったことを話した。友人は帰った後、忘れ物を私に渡すのを忘れたと言って電話してきた。私たちはまだ高齢者ではない。

先が思いやられるが、情報に振り回されてなるものか。そもそも人は大事なことは小声で言い、大事なことはなかなか見えないというのだから。CMのボリュームは下げたほうが大事そうに聞こえるかもしれない。私も患者に小声で話そうかな。（斉藤）

■　税務調査、個別指導、保健所の立入検査の連絡があった際は、お早めに協会にご相談ください。（TEL019-651-7341）

今年の確定申告の留意点

今回の確定申告書の提出期限は、所得税は2020年3月16日(月)、消費税は3月31日(火)となります。今回のポイントについて触れてみたいと思います。

1、消費税について

①変更時点前後での集計

2019年10月1日より、消費税率が変わりました。医療機関の消費税の課税売上は、自費診療、健診収入、予防接種収入などになります。課税事業者となっている個人事業の医療機関は、1月1日から9月末までの収入と10月1日から12月末までの収入を区分集計しなければなりません。

②振込の収入に注意

現金収入の場合は、単純に9月30日までの収入を旧税率8％とすればいいのですが、問題は、10月以降、預金に振り込まれる自費収入、健診・予防接種収入です。これらの収入については、支払通知書などと照合して、9月末までの診療分として請求したものかどうかを確認する必要があります。

③原則課税は

個人事業の医療機関の場合は、主に「簡易課税」という収入に「みなし仕入れ率」（診療の場合は50％）で納税額を計算する方法の選択が多いと思います。ただ、薬品仕入などの割合が多い場合は、課税売上から課税仕入れを差し引いて納付税額を計算する「原則課税」を選択します。課税仕入れについて、旧税率（8％等）と新税率の標準10％、軽減税率8％の区分が必要です。

2、職員人件費が増加したら税額控除の適否検討

人件費の総額（親族分等を除く）が前年度より増加し、かつ継続雇用者（主に雇用保険加入者で一定の要件に該当する者）の給与総額が前年総額より、1・5％以上増加した場合は、人件費増加分に対して15％の税額控除ができます（限度額あり）。その他、教育訓練費などの支出額により税額控除が多くなる場合もありますので、検討を忘れないでください。

3、今回より添付不要となる書類

昨年まで、所得税の確定申告書を提出する場合に、給与や公的年金などの源泉徴収票等を添付する必要がありました。改正により、今回より一定の書類が添付不要となりました。また5年間保存も不要になりました。例えば主な書類として、①給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票、②上場株式配当等の支払通知書、③特定口座年間取引報告書などがあります。

4、医療費控除領収書の注意

「医療費の領収書」の提出が既に不要となっており、代わりに明細書の添付が必要です。領収書は、申告期限から5年間の保存が必要です。ただし移行措置として、今回2019年の申告までは、領収書の提出によることもできますが、次回2020年分の申告からは、領収書の提出はできませんので、今年の1月支出分からは明細書に随時記入するなどしてください。

東京あきば会計事務所
税理士　奥津　年弘

朝日新聞へ抗議

1月9日、当会は朝日新聞社社長宛てに2019年10月9日掲載の「歯科治療 進まぬ院内感染対策」の記事に対する抗議文を送りました（当会HPに掲載）。

歯科治療 進まぬ院内感染対策
「患者ごとに器具交換・滅菌」まだ半数
設備・意識に温度差

これに対し1月14日に朝日新聞大阪本社科学医療部より、全国保険医団体連合会からも同様の意見をもらっていると文書が届きました。1月15日、同部は保団連と懇談しました。

本県の平均点数　低く

全国との比較調査

本県の2018年度のレセプト平均点数が、多くの診療科で全国より低いことが分かりました。これは厚生局がホームページで公表している各都道府県の類型区分（診療科）ごとの1件当たりの平均点数の集計結果で判明したものです。

次頁の表の通り、本県の一般病院は4万7716点で43位、精神病院は3万6715点で40位でした。病院は入院のレセプトデータのためこのような点数となります。

診療所では、内科（透析なし在宅なし）が1138点で38位、内科（透析なし、在宅あり）が1359点で33位など、全国平均以下となっています。特に小児科は46位、泌尿器科は47位、眼科は46位と下位となっています。平均を超えたのは皮膚科と歯科のみでした。

原因は集個にあり？

こうした状況は2018年度だけではなく、毎年の傾向です。原因の一つとして考えられるのは、毎年行われる集団的個別指導です。集団的個別指導（集個）とは、1件当たりのレセプト点数が高い医療機関に対して行われる指導で、集個を受けた翌年に再び高点数だった場合は、その翌年に高点数による個別指導に選定される可能性があります。集個は、「個別指導を受けたくなければ点数を下げなさい」という無言の圧力になっています。

したがって、医療機関は無意識あるいは意識的に点数を引き下げてしまう場合があります。しかしこのことは、患者に対して必要な医療を提供していない（提供できない）ことにつながりかねません。

本県は毎年実施

集個は、本県では従来より毎年行われてきました。しかし、他の都道府県では何らかの事情により行われない年もありましたが、近年は会計検査院の指導により全国で毎年行われるようになりました。

集個の選定基準

集個選定のための平均点数のデータは、厚生労働省が支払基金や国保連からレセプトデータを取り寄せ医療機関ごとに集計します。集計したデータはそれぞれの地方厚生局（本県の場合は東北厚生局岩手事務所）に下ろされ、地方厚生局はこのデータをもとに、類型区分（診療科）ごとに高点数の順番に集個や高点数による個別指導を対象と

（3面につづく）

〝無料〟求人広告に「突然高額な請求書が…」

注意

(Q) 最近、「無料で当社のサイトに求人広告を出しませんか」という電話がよく来ます。色々な業者から電話があり、基本的には断っています。どのような点に注意すればよいでしょうか。

(A) 求人広告掲載トラブルが増えています。協会は今年3月にもFAXで注意喚起を行いましたが、この間、「求人広告を掲載しないかと業者から電話が入って契約したが、後日いきなり3週間の無料期間が過ぎたとして、高額の請求書が送られてきた」という相談が複数寄せられています。これについては、厚労省・労働局・ハローワークも継続して警鐘を鳴らしています。

寄せられた事例では、電話で求人広告を無料で掲載すると提案を受けてFAXで契約書を取り交わしたところ、

▽申込書には「無料期間は○週間」と記載されていたが分かりづらくて見落とした

▽契約書には更新しない場合は契約期間満了日の○日前までに書面で申出が必要と記載があった―

などのものでした。

そのため、広告掲載を依頼する場合は必ず無料掲載期間の長さや有料になった場合の料金、解約手続きの方法等をご確認いただき、不安な場合はぜひ協会にもご相談ください。また、多忙な時でもしっかり断るようにお願いいたします。

（神奈川県保険医新聞　11月15日号より転載）

2018年度 診療科ごとの平均点（上位3県、下位3県と岩手県の順位）

一般病院			精神病院			内科（透析あり）			内科（透析なし在宅なし）		
順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点
1	兵庫県	55,685	1	三重県	41,558	1	三重県	48,420	1	香川県	1,314
2	北海道	54,875	2	鳥取県	41,519	2	千葉県	18,312	2	広島県	1,310
3	静岡県	54,013	3	山形県	41,450	3	徳島県	17,486	3	北海道	1,299
	〜			〜			〜			〜	
43	岩手県	47,716	40	岩手県	36,715	37	岩手県	4,585	38	岩手県	1,138
	〜			〜			〜			〜	
45	茨城県	47,136	45	富山県	35,893	45	秋田県	3,818	45	鳥取県	1,060
46	岡山県	47,021	46	茨城県	35,524	46	福井県	3,543	46	山梨県	1,001
47	香川県	46,722	47	福井県	35,355	47	香川県	3,530	47	沖縄県	987
最高／最低		1.19	最高／最低		1.18	最高／最低		13.72	最高／最低		1.33

内科（透析なし在宅あり）			精神・神経科			小児科			外科		
順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点
1	千葉県	1,904	1	島根県	2,512	1	佐賀県	1,370	1	高知県	1,903
2	東京都	1,687	2	富山県	1,766	2	東京都	1,252	2	秋田県	1,716
3	宮城県	1,660	3	宮崎県	1,588	3	青森県	1,163	3	京都府	1,669
	〜			〜						〜	
33	岩手県	1,359	27	岩手県	1,129		〜		40	岩手県	1,210
	〜			〜						〜	
45	沖縄県	1,272	45	徳島県	871	45	長野県	792	45	鳥取県	1,073
46	山梨県	1,252	46	山梨県	860	46	岩手県	769	46	新潟県	1,060
47	長野県	1,240	47	長崎県	845	47	鹿児島県	755	47	山形県	1,041
最高／最低		1.54	最高／最低		2.97	最高／最低		1.81	最高／最低		1.83

整形外科			皮膚科			泌尿器科			産婦人科		
順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点
1	鹿児島県	2,528	1	沖縄県	1,739	1	埼玉県	2,371	1	大阪府	1,252
2	愛知県	1,403	2	福島県	883	2	大分県	1,710	2	北海道	1,208
3	高知県	1,395	3	山形県	765	3	北海道	1,674	3	香川県	1,089
	〜			〜						〜	
35	岩手県	1,152	9	岩手県	725		〜		40	岩手県	875
	〜			〜						〜	
45	鳥取県	1,051	45	鹿児島県	562	45	徳島県	777	45	宮城県	827
46	長野県	1,048	46	富山県	552	46	滋賀県	722	46	滋賀県	814
47	新潟県	1,033	47	徳島県	547	47	岩手県	721	47	佐賀県	750
最高／最低		2.45	最高／最低		3.18	最高／最低		3.29	最高／最低		1.67

眼科			耳鼻咽喉科			歯科		
順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点	順位	都道府県	平均点
1	山形県	1,323	1	東京都	1,051	1	北海道	1,439
2	秋田県	1,264	2	愛知県	940	2	秋田県	1,392
3	沖縄県	1,147	3	宮崎県	899	3	大阪府	1,378
				〜			〜	
	〜		38	岩手県	707	11	岩手県	1,310
				〜			〜	
45	福島県	760	45	秋田県	654	45	栃木県	1,106
46	岩手県	751	46	滋賀県	640	46	三重県	1,102
47	青森県	727	47	佐賀県	606	47	滋賀県	1,093
最高／最低		1.82	最高／最低		1.73	最高／最低		1.32

（表は福岡県保険医新聞　第847号をもとに加工）

（2面よりつづく）

する医療機関を選定します。集個は類型区分ごとに基準点数（岩手県の平均点数×1・2倍、病院の場合は1・1倍）を超え、かつ上位8％以内の医療機関を選定します。

不公平な選定実態

全ての診療科で最高点数と最低点数が集個の選定指標（平均点数×1・2倍、病院は1・1倍）以上の開きがあります。ある県では集個の対象となりますが、別の県では対象とはなりません。例えば、本県の小児科の場合、県平均は769点で選定基準は1・2倍を掛けた922点ですので、上位の青森県や東京都などはこの点数では集個に選定されません。

高点数選定の矛盾

高点数による選定は1996年に導入されました。医療費の削減が目的と考えられます。しかし、高点数による個別指導を受けた医療機関はその多くが問題のない医療機関です。

この他、高点数による選定は多くの矛盾を抱えます。高点数となるのは、①月平均のレセプト件数が少ない場合　②高い注射を使った場合　③手術、内視鏡検査、MRI、訪問診療など点数が高い診療をした場合　④地域性、患者の生活実態等に合わせて期間を置かず集中して治療した場合など、日常診療の中でどうしても高点数にならざるを得ない場合があります。そうした事情は一切考慮されず、一律に高点数と言う理由だけで選定されています。これでは委縮診療を余儀なくされてしまいます。

保団連では厚労省に対して毎年、高点数による選定を除外するよう求めています。その結果、厚労省は予算を投じて高点数選定の検証を行っているところです。

点数にとらわれずに

個別指導は誰でも受けたくありません。しかし、日頃から保険診療ルールを正しく理解していれば個別指導を受けてもそれほど指摘されることはありません。指導を受けたくないからと点数を下げる医療機関が増えれば、全体が下がってしまいます。全体が下がれば、さらに選定基準も下がり、点数引き下げの連鎖に陥りかねません。

個別指導はイヤなものですが、点数にとらわれることなく最善の医療をお願いしたいと考えます。

なお、個別指導の通知が来た際は、当協会へ連絡頂きますようお願いします。対策の参考となる資料等も用意してあります。

〈関連書籍のご案内〉

カルテ記載を中心とした指導対策テキスト
―審査対策を含めた日常の留意点―（歯科）

従来の内容から審査部分を大幅に補強し、縦覧・突合点検や算定日情報の留意事項等を掲載。カルテ記載等に欠かせない内容を網羅。

定価：2,000円

★会員の先生には既にお配りしておりますのでご参考にしていただければ幸いです。

保険医のための審査、指導、監査対策
（医科）

審査、指導、監査制度の仕組みと日常の留意点をまとめた実務書

定価：4,000円

社保だより

★点数Q&A★

－請求等のご質問について調べてお答えしております－

医科

在宅医療

Q　当院が訪問診療している患者さんが利用している障害者支援施設から「介護職員等医療的ケア研修実地研修実施指示書」の記入を依頼された。文書料は医療保険か介護保険で算定可能なのか、それとも自費になるのか。

A　医療保険のC007-2介護職員等喀痰吸引等指示料を算定します。（県社会福祉協議会より）

施設入所者への医療

Q　併設している介護老人保健施設（老健）入所者に対して、処置の経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術は算定可能か。

A　点数表の「算定できない処置」には含まれていないため算定可能です。

共済部から

2019年の保険医年金・休業保障の確定申告について

	保険医年金	休業保障
保険料（掛金）	生命保険料控除の対象	必要経費にはなりません
証明書の送付	生命保険料控除証明書は、10月下旬にお手元に届いております	

◆保険医年金を「年金」として受給中の方

1年間に受け取る年金合計額のうち、利息部分に該当する金額が「雑所得」となり、他の所得と一緒に申告が必要となります。ただし、年間25万円を超える場合は、源泉徴収されていますので、申告の際には源泉税額の合計額を所得税額から差し引いてください。年間の支払金額、必要経費（掛金額）、源泉徴収所得税額等は、「お支払内容報告書」にてご確認ください。

◆保険医年金を「一時金」として受け取られた方

利息部分が「一時所得」となり、他の所得などと合算して課税されます。ただし、年間50万円の特別控除がありますので、年間50万円を超えない「一時所得」の場合は、申告されても課税はされません。一時所得の計算は下記の通りです。

一時所得＝（脱退一時金 － 掛金累計額 － 50万円）×½

ご解約のお手続き後にお送りしている「お支払通知書」の確認とあわせて、他の一時所得がないかどうかも改めてご確認ください。

味処 ㉖②

FLORE CAFE

一関市花泉町

パスタランチ（1180円）

平日の13時過ぎ、駐車場は満車、続々とお客さんが訪れます。少し待ってカウンター席へ。ランチはパスタランチ（1180円）とピザランチ（1100円）の2種類。

スープ、サラダ、ドリンク、アイスクリームがセットになった日替わりパスタランチを注文。チキンとごぼうのクリームパスタはまろやかでパスタによく絡みます。ローストされたチキンがアクセントとなり抜群の味となっています。しっかりとした味ですが、ペロリと食べられちゃうおいしさです。

中にチョコの粒々も感じられるアイスも濃厚で絶品。店内は小物の雑貨やいろんなジャンルの本が置いてあり、自由に見ることができます。店内を眺めているだけでも楽しくなってしまうカフェです。

一関市花泉町涌津境8-2
TEL0191-82-3690
営業時間
月～木
11：30～16：00
（ラストオーダー15：00）
金
11：30～21：30
（ラストオーダー21：00）
土日
11：30～20：00
（ラストオーダー19：30）
※当分の間日曜は16：00閉店
定休日　火曜日（他連休有）

医院のための労務ワンポイントアドバイス

⑱ 災害で出勤できない職員の給料はどうなる

台風により交通が寸断され出勤できない職員に「危険だから無理して出勤するな」と言って休業させた場合給料はどうなるのでしょうか。

労働基準法第26条では「使用者の責めに帰すべき事由」による休業であれば休業手当（平均賃金の60％）を支払わなければなりません。昨年各地を襲った台風で休業を余儀なくされた方はかなりの数に上ります。道路は寸断され、公共交通機関も動かない。そんな時無理して出勤させることはできません。給料はどうすべきかという相談がかつてなく多く寄せられました。

厚生労働省は「天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責めに帰すべき事由に当たらず使用者に休業手当の支払い義務はありません」としています。ここでいう「不可抗力」とは「①その原因が事業の外部より発生した事故であること②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてなお避けることのできない事故であること」としています。

今回の多くの地域ではこの要素を満たしています。ただ難しいのは働く者の感情です。「法的にはゼロでも構わない。台風のため休んだのだから賃金は支払いません」で済むかどうかです。まったく賃金の減額はなく通常の賃金を支払ったところもあります。時給のところなどは休業手当にしました。職員と話し合い、有給休暇に充ててもらったところもあります。こうした問題が今後起こり得ますので今から対応について考えておいてください。

例えばインフルエンザです。本人は元気だが、小学生の子どもがインフルエンザに罹患してしまった。幸い実家から親が来てくれたので出勤できると言われた場合、職員を出勤さることはどうでしょうか。職員である本人は「熱もないから出勤する」と言ってきた場合です。大事をとって休ませた場合休業手当を支払う義務はあるでしょうか。

先ほどの基準「①その原因が事業の外部より発生した事故であること②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてなお避けることのできない事故であること」と言えるから賃金を支払う必要はないのでしょうか。本人が熱があって働けない場合は当然賃金の支払い義務はありません。子供が感染し職員が濃厚接触者で休ませた場合、休業手当は支払わなければなりません。むろん職員が了解すれば有給休暇にすることも可能です。このような場合どうするか日常的に話し合ってみてください。

曽我社会保険労務士事務所
所長　曽我　浩

常任理事会だより 11月

【日時】2019年11月12日(火) 19：30～21：25
【場所】盛岡フコク生命ビル　会議室
【出席者】役員、事務局併せて13名

1、2019年10月期活動報告並びに2019年11～12月期活動計画が承認された
2、月次会計報告について承認された
3、2019年秋の組織拡大ならびに共済普及月間報告、会員紹介制度のクオカード対象者について承認された
4、台風被害の対応について承認された
5、Ⅲ種会員、Ⅳ種会員の申請について承認された
6、患者署名の組織討議依頼の提出意見について承認された

理事会だより 12月

【日時】2019年12月10日(火) 19：00～20：00
【場所】ホテルメトロポリタン盛岡
【出席者】役員、事務局併せて19名

1、2019年11月期活動報告並びに2019年12～2020年1月期活動計画が承認された
2、月次会計報告について承認された
3、保団連大会の対応について承認された
4、第43回定期総会の日程候補と会場案について承認された